



富岡町

子育て

ハンドブック

富岡町
マスコット
キャラクター
「とみっぴー」

令和8年1月版



とみおかまち出産・子育て支援カレンダー…………… 1

妊娠前の支援…………… 3

新しい命を授かる前の健康管理（プレコンセプションケア）
不妊や不育症に関する専門の相談窓口 / 福島県不妊治療支援事業助成金
福島県不育症検査費用助成事業

妊娠中の支援…………… 4

妊娠届出書と母子健康手帳交付 / 妊産婦健康診査 / 妊婦歯科健診
妊産婦訪問指導 / マタニティマーク / 母子健康管理指導事項連絡カード
プレママプレパパ教室 / 母子手帳アプリ「とみおか子育てダイアリー by母子モ」
福島県子育て応援パスポート（ファミたんカード） / おもいやり駐車場
妊婦の医療費助成 / 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

出生…………… 7

出生届 / 低体重だったとき / リトルベビーハンドブック / 出産育児一時金
新生児聴覚検査

子育てサポート…………… 9

産後ケア / 赤ちゃん訪問 / 育児相談 / ファミリーサポートセンター
子育て世帯訪問支援事業 / 子育て短期支援事業 / すくすくサロン（親子交流会）
ふくしまの赤ちゃん電話健康相談 / 子育てサロン / 産前・産後の家庭訪問
助産院での母乳育児支援（来所ケア） / 赤ちゃんほっとステーション
地域交流サロン / とみおかこども食堂 / 児童相談所

健康支援…………… 13

0歳の予防接種スケジュール / 離乳食のすすめ方 / 離乳食食材一覧
1か月児健康診査 / 股関節脱臼検査 / 乳幼児健康診査 / フツ化物塗布
離乳食教室 / 歯科教室 / 車座教室 / ファーストブック

手当・助成金…………… 21

妊婦のための支援給付金 / 児童出産記念手当 / 児童手当 / 乳幼児・こども医療費助成
妊産婦健康診査交通費助成 / 妊婦にやさしい遠方出産支援事業
定住促進化対策子育て世帯奨励金

ひとり親家庭のために…………… 23

児童扶養手当 / ひとり親家庭医療費助成 / 就業支援
ふくしまシングルママ&パパハンドガイド / 母子父子寡婦福祉資金貸付制度
福島県自立支援教育訓練給付金

発達が気になるお子さんの支援……………24

乳幼児発達観察相談会 / ふたば教室 / 身体障害者手帳 / 療育手帳
精神障害者保健福祉手帳 / 障がい児福祉サービス / 障がい児訪問看護サービス
特別児童扶養手当 / 障がい児福祉手当 / 自立支援医療（育成医療）
心身障がい者扶養共済制度 / 補装具・日常生活用具給付事業
難聴児補聴器購入費助成事業

富岡町立にこにこ子ども園……………26

富岡町立にこにこ子ども園について / 入園について / 子育て支援センター / 一時保育

富岡町立富岡小中学校……………27

富岡町立富岡小中学校 / 放課後児童クラブ

図書館・遊び場……………27

富岡町図書館 / 移動図書館 / おはなし会 / 地域交流館「富岡わんぱくパーク」
富岡町役場 キッズスペース / 学びの森 キッズコーナー
とみおかアーカイブ・ミュージアム / 夜の森公園

お子さんの具合が悪いとき……………29

オンライン医療相談 / オンライン診療 / 救急のとき
救急車を呼ぶか判断に迷ったとき / 夜間・休日に急病になったとき
緊急時の医療機関案内 / 受診の際は / 事故・ケガを防ぎましょう

医療機関一覧……………31

相談窓口……………33

にんしんSOSふくしま / ヤングケアラー / 虐待189 / DV相談ナビ#8008

お問い合わせ先

- 富岡町役場 TEL.0240-22-2111（代表）
福祉課 子育て支援係 福祉係
健康づくり課 国保年金係 健康づくり係
住民課 住民係 / 都市整備課 / 教育総務課 総務管理係
いわき支所 / 郡山支所
- 富岡町図書館 TEL.0240-21-3665
- 富岡町立にこにこ子ども園 TEL.0240-22-2358
- 年金事務所 TEL.0570-05-1165
- 福島県 TEL.024-521-1111（代表）
障がい福祉課 / 子育て支援課 母子保健担当 / 児童家庭課
- 全国健康保険協会（協会けんぽ） TEL.024-523-3915（福島支部）
- 一般社団法人 福島県助産師会 TEL.024-573-0211
- 福島県国民健康保険団体連合会 TEL.024-523-2813

とみおかまち出産・子育て支援カレンダー

	妊 娠 期	出 生	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	
手当・助成	P4 母子健康手帳交付	P7 出生届									
	P21 妊婦のための支援給付	P21 児童手当（18歳を迎えた最初の3月31日まで）									
	P6 国民年金の産前産後保険料免除 （単胎：産前1か月前～産後3か月、多胎：産前3か月前～産後3か月）										
		P21 乳幼児こども医療費助成（18歳を迎えた最初の3月31日まで）									
		P21 出産記念手当									
		P8 出産育児一時金									
		P22 子育て奨励金（申請：出生・転入から1年以内、最大3年間）									
ひとり親支	P22 妊婦にやさしい遠方出産支援事業 （申請期限産後1年）										
	P22 妊産婦健康診査交通費助成（申請期限産後6か月）										
	P23 児童扶養手当（18歳を迎えた最初の3月31日まで）										
訪問事業	P23 ひとり親家庭医療費助成（18歳を迎えた最初の3月31日まで）										
	P9 赤ちゃん訪問										
産前・産後支	P5 プレママプレパパ教室										
	P4 34週訪問 （妊産婦訪問指導）		P9 産後ケア（助産所：生後1年未満、病院：生後2か月未満）								
	P10 子育て世帯訪問支援事業										
						P20 離乳食教室				P9 ファミリーサポート	
健診等	P4 妊婦歯科健診		P8 新生児聴覚検査								
	P4 妊婦健診 23週まで：4週に1回 24週以降36週未満 ：2週に1回 36週以降：週に1回		P4 産後2週間健診		P4 産後1か月健診						
	P19 1か月児健診		P19 4か月児健診		P19 股関節脱臼検査						
予防接種					P13 ワクチンデビューは生後2か月から						
保育・学ぶ			P26 子育て支援センター								
										P26 にこにここども園	

妊娠中や子育て等について悩みや相談等がありましたら、
子育て支援係の保健師までご相談ください。

9か月 10か月 11か月 12か月 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 学童期 18歳



センター



就学時健診

P19
10か月児健診



P19
1歳
6か月児
健診

P19
2歳児
歯科
健診

P19
3歳児
健診

P19
5歳児健診



(令和8年3月までは生後10か月からの入園となります)

P26 一時保育 (満1歳半～)

P27
放課後
児童クラブ

P10 子育て短期支援事業

問 町内・相双地区・双葉郡にお住まいの方：TEL.0240-22-2111
 いわき市にお住まいの方：TEL.0246-88-1987
 会津・中通りの地域にお住まいの方：TEL.024-983-9021

妊娠前の支援

🌸 新しい命を授かる前の健康管理（プレコンセプションケア）

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康的な生活を送り、将来の健やかな妊娠や出産につながるようサポートします。避妊や性感染症、その他疾患、メンタルヘルス、不妊症等の様々な疑問・不安に寄り添います。

問 福祉課 子育て支援係

🌸 不妊や不育症に関する専門の相談窓口

福島県では、不妊や不育症に関する様々な悩みにお答えする不妊相談窓口を開設しています。また、福島県立医科大学附属病院で医師及び不妊カウンセラーに相談することもできます。

● 費用

無料 ※相談に要する交通費や通信費は相談者負担となります。

● 相談可能日

電話相談：平日（祝祭日、年末年始除く） 8:30～17:15

専門医による面談・電話相談：毎週木曜日（要予約）

不妊カウンセラーによるオンライン相談・電話相談：毎週水曜日（要予約）

※専門職による相談の予約はお住まいの地域を管轄する保健福祉事務所で受け付けています。

問 福島県不妊専門相談センター（各保健福祉事務所）

🌸 福島県不妊治療支援事業 助成金

福島県では、令和5年4月より、保険適用とならない不妊治療や不妊症検査に関する費用の一部を助成する事業を実施しています。

● 助成条件

令和7年4月1日以降に治療及び検査を終了しており、治療または検査を開始した日から申請日まで、夫婦（事実婚含む）の双方または一方が福島県内に住民票をお持ちの方。

● 助成対象・助成額・助成回数

治療や検査の種類や方法により異なります。詳細については県のホームページをご覧ください。

● 申請方法

下記の書類をお住まいの地域を管轄する保健福祉事務所にご提出ください。

- ・福島県不妊治療支援事業助成金申請書
- ・福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書（医療機関が作成）
- ・費用額が分かる明細書等
- ・住所・続柄の記載がある住民票謄本（3か月以内のもの）
- ・通帳の写し

問 福島県子育て支援課 母子保健担当
TEL.024-521-8205

🌸 福島県不育症検査費用助成事業

先進医療に指定された不育症検査費用の一部を助成します。

● 対象者

既往流産・死産回数が2回以上の方で福島県にお住まいの方

● 必要なもの

- ・福島県不育症検査費用検査助成事業受給等証明書（医療機関が作成）
- ・費用の額がわかる明細書等
- ・住民票等申請者の住所を確認できる書類（発行から3か月以内のもの）
- ・振込口座を確認できる通帳等の写し

● 手続き

福島県不育症検査費用助成申請書とともに必要書類を提出してください。

● 上限額

1回の検査に係る費用の7割に相当する額。（千円未満切り捨て）※上限60,000円まで

● 提出先

※お住まいの市町村の所管先へ提出してください。

- ・福島市子ども家庭課
- ・郡山市子ども家庭課
- ・いわき市子ども家庭課
- ・県北保健福祉事務所
- ・県中保健福祉事務所
- ・県南保健福祉事務所
- ・会津保健福祉事務所
- ・南会津保健福祉事務所
- ・相双保健福祉事務所

問 福島県 子育て支援課 母子保健担当

妊娠中の支援

妊娠届出書と母子健康手帳交付

妊産婦・乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。

●対象

- ・医療機関で妊娠の診断を受け、妊娠届出書を届け出た方
- ・出産後に初めて妊娠届出書を届け出た方

●手続き

妊娠届出書を子育て支援係または各支所の窓口へ提出してください。

※転入されてきた方は、お持ちの母子健康手帳をそのままお使いください。

妊婦健康診査等受診票の差替えは必要です。

県外へ避難されている方は避難先の窓口へ提出してください。

●費用

無料



問 福祉課 子育て支援係

妊産婦健康診査

福島県内の医療機関で妊産婦健康診査が受けられます。

●手続き

子育て支援係または各支所窓口で妊娠届出時に妊婦一般健康診査等受診票をお受け取りください。県内でご利用できます。

※県外へ避難され

ている方は避難先の窓口で手続きをしてください。

※里帰り出産等で県外の医療機関にて妊産婦健康診査を受診した際の費用は、償還払いとなります（町からの助成には上限額があります）。

必要書類については、福祉課 子育て支援係にご確認ください。

●費用

受診票ごとに定められた公費負担額を超えた額は自己負担となります。

●対象

妊産婦全員

●回数

最大17回（妊婦健診15回・産後健診2回）



妊婦歯科健診

富岡町では、妊婦の歯科健診を助成しています。妊娠中はホルモンの影響により妊娠前よりも虫歯や歯周病にかかりやすいため健診や自己管理が重要です。積極的に歯科を受診しましょう。

●対象

町内在住の妊婦

●利用方法

町から案内通知が届きましたら町内の対象となる医療機関に予約し、受診ください。

●費用

無料

問 健康づくり課 国保年金係

妊産婦訪問指導

保健師等が妊産婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。

●手続き

妊娠34週を目安に町担当者からご連絡いたします。

※妊娠・出産・育児に不安がある方は妊娠週数に関わらず、子育て支援係までご連絡ください。

問 福祉課 子育て支援係

問 福祉課 子育て支援係

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身に着け、まわりの方が妊産婦への配慮をしやすいものです。

町では母子健康手帳を交付する際にマタニティキーホルダーをお配りしています。



問 福祉課 子育て支援係

母子健康管理指導事項連絡カード

妊娠中の女性が健康に安心して仕事を続け、出産できるよう、医師などの指導事項を事業主に的確に伝えるためのカードです。

- 対象者
妊娠中または出産後の女性労働者

問 福祉課 子育て支援係
かかりつけの主治医

プレママプレパパ教室

子育てを行う保護者の、妊娠や出産、育児に関する理解を深めるとともに、安心して子育てができるよう産前からの支援を行っています。

- 内容
妊娠中の過ごし方、栄養について、お産について、妊婦体操、沐浴、おむつ交換等

- 対象
 - ・町内居住の妊婦及び乳児を育児中の母親とその家族
 - ・避難中の妊婦及び乳児を育児中の母親とその家族

- 費用
無料



問 福祉課 子育て支援係

母子手帳アプリ 「とみおか子育てダイアリー by母子モ」

母子健康手帳と併用して、妊娠中の体調や体重管理、お腹の赤ちゃんの成長や出産後の健診、予防接種の管理など、妊娠から子育てまで切れ目なくサポートする子育て支援サービスです。

- 費用
無料

Android用▶



ios用▶



問 福祉課 子育て支援係

❁ 福島県子育て応援パスポート（ファミたんカード）

福島県では、事業者と連携して、子育て応援パスポート（ファミたんカード）を協賛店で提示すると、協賛店に応じて様々なサービスが受けられます。

● 詳細

福島県子育て支援ポータルサイト「すくすくひろば」をご覧ください。

● 手続き

子育て支援係または各支所へ妊娠届出書（妊婦用）又は出生届出書（こども用）を提出してください。



問 福祉課 子育て支援係

❁ おもいやり駐車場

歩行が困難な方々の駐車スペースを確保しやすくします。

● 対象者

妊産婦・指定の障がいのある方

● 期間

妊産婦：妊娠7か月から産後3か月

● 手続き

- ・おもいやり駐車場利用証交付申請書
- ・身分証明書の写し及び母子健康手帳（氏名・出産予定日がわかるもの）
- ※氏名・住所・交付基準に該当すること、分娩予定日が確認できるようにコピーをご用意ください。
- ※郵送にて申請する場合、封筒代と切手代は自己負担となります。

● 提出先

- ・福島県 障がい福祉課
- ・県北保健福祉事務所
- ・県中保健福祉事務所
- ・県南保健福祉事務所
- ・会津保健福祉事務所
- ・南会津保健福祉事務所
- ・相双保健福祉事務所
- ・いわき地方振興局
- ・福祉課 福祉係



問 福島県 障がい福祉課／福祉課 福祉係

❁ 妊婦の医療費助成

国民健康保険に加入している妊婦を対象に医療費を助成します。

● 対象者

国民健康保険加入者の妊婦

※16週となった日の属する月から分娩の日の属する月まで



問 健康づくり課
国保年金係

❁ 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

● 期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

※多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

● 手続き

・国民年金被保険者関係届出書（申出書） ・母子健康手帳など
※郵送で届出を提出する場合は出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

● 提出先

健康づくり課 国保年金係

問 健康づくり課 国保年金係

出生

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に（国外で生まれた場合は3か月以内）に出生届（出生証明書）、母子健康手帳を持って届出をします。

- 届出人
父または母
- 届出場所
父母の本籍地または所在地、生まれた場所の市区町村の担当窓口。
富岡町に届出をする場合には本庁住民課 住民係または各支所の窓口。
- 必要なもの
 - ・ 出生届書及び医療機関発行の出生証明書
 - ・ 届出人の印鑑（届出の押印は任意ですが他の手続きに必要な場合があります。）



問 住民課 住民係

低体重だったとき

2,000g以下などで産まれた赤ちゃんの養育医療給付費を給付いたします。

- 必要なもの
 - ・ 養育医療給付申請書（町） ・ 世帯調書（町） ・ 養育医療意見書（医療機関）
 - ・ 受領者の健康保険証の写し又は加入予定の保護者の健康保険証の写し
 - ・ 所得税を証明する書類
- 手続き
子育て支援係または各支所へ必要書類を提出してください。
※県外に避難されている方は避難先の窓口へ提出してください。

問 福祉課 子育て支援係

リトルベビーハンドブック

低出生体重児を出産した保護者の不安の軽減を図り、切れ目ない支援を行います。

- 対象者
出生体重1,500g未満で産まれたこどもの保護者
低出生体重児（2,500g未満）で支援が必要な場合
福島県内に住民票がある方
- 配布場所
県内のNICU等のある医療機関
総合周産期母子医療センター
 - ・ 福島県立医科大学附属病院総合周産期母子医療センター
 - ・ 大原綜合病院 ・ 太田西ノ内病院 ・ 竹田綜合病院
 - ・ いわき市医療センター周産期医療協力施設 ・ 星綜合病院 ・ 寿泉堂綜合病院
 - ・ 公立岩瀬病院 ・ 白河厚生綜合病院 ・ 公立相馬綜合病院福祉課 子育て支援係
お住まいの自治体



問 福祉課 子育て支援係

子育てサポート

産後ケア

産後の疲労回復、育児の不安や悩み解消のため、宿泊又は日帰り、訪問による助産師のケアを受けることができます。なお、事前申込が必要となりますので、詳しくはお問合せください。

●対象者

利用当日に富岡町に住民票がある母親と赤ちゃんで下記に該当する方。

①産後の疲れや育児に不安を感じている方 ②母親、赤ちゃんともに医療行為の必要ない方

※助産所:産後1歳未満、病院:産後2か月未満。町が契約を締結している機関でのみ利用が可能です。

●利用場所

県内のみ

●費用

各サービスを利用するにあたり、助成の範囲内で町が費用を負担します。

実費負担分やキャンセル料が発生した場合については、自己負担となりますので、各助産所へお支払いください。

※病院でのキャンセル料は発生しません。

●手続き

子育て支援係又は各支所に「産後ケア事業利用申請書」を提出。

●必要なもの

母子健康手帳



問 福祉課 子育て支援係

赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた後、保健師等が訪問し、さまざまな不安や悩みの相談を受け、保健サービスの紹介をします。

●手続き

生後1か月から2か月頃に町担当者より訪問日程等をご連絡いたします。

※県外へ避難されている方は避難先の担当窓口よりご連絡いたします。

問 福祉課 子育て支援係

育児相談

お子さんの発育・発達、子育てについて気軽にご相談ください。身長・体重の計測等も行っております。

●方法

来所・電話

問 福祉課 子育て支援係

ファミリーサポートセンター

子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの預かりや送迎などを行います。

●会員とは

子育てを手伝ってほしい人を「依頼会員」、子育てを手伝える人を「提供会員」といいます。

※提供会員になるには子育て支援係または県などが開催する講習会を受講する必要があります。詳細はお問い合わせください。

●費用

・600円／1時間（月～金曜日7:00～19:00）

・800円／1時間（土日・祝日・年末年始）

※ひとり親家庭、ダブルケア家庭、産後ケア家庭などへの助成制度があります。

●対象者

生後6か月から小学6年生までのこども



問 福祉課 子育て支援係

🌸 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が居宅を訪問し、家事及び育児支援を行います。

●対象

- ・保護者による養育に対し、支援が必要と認められる世帯
- ・出産後の養育について支援が必要と認められた妊婦のいる世帯

●利用可能日時

平日（年末年始・祝日を除く）9：00～16：30

●利用限度

週2回を限度として、1回につき2時間以内の利用が可能

●費用

無料（当日キャンセルにはキャンセル料金が発生します）

問 福祉課 子育て支援係

🌸 子育て短期支援事業

●短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が家庭においてお子さんを養育することが一時的に困難になった場合等に、原則7日間に限度に養育を行います。

●夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭においてお子さんを養育することが困難となった場合等に、お子さんをお預かりし、生活指導、食事の提供等を行います。

○利用可能日時

- ・夜間養護（基本分）17：00から22：00まで
- ・夜間養護（宿泊分）22：00から8：00まで
- ・休日預かり 8：00から17：00まで

●対象

生後10か月から小学6年生までのお子さんを養育している世帯

●費用

事業名	区分	負担区分		
		生活保護世帯	住民税非課税世帯	その他の世帯
ショートステイ	2歳未満児・慢性疾患児	0	1,100	5,350
	2歳以上児	0	1,000	2,750
トワイライトステイ	基本分	0	300	750
	宿泊分	0	300	750
	休日預かり分	0	350	1,350

●利用方法

子育て短期支援事業利用申請書を窓口まで提出ください。

問 福祉課 子育て支援係

🌸 すくすくサロン（親子交流会）

母子の孤立化を防ぐため、親子の交流会を開催しています。

※いわき支所でのみ開催しています。開催日時については、いわき支所 子育て支援係へお問合せください。

●対象者

いわき市内に居住している未就学児とその家族

●手続き

いわき支所 子育て支援係へお申し込みください。

●費用

無料



問 福祉課 子育て支援係（いわき支所）

🌸 Fukushima の赤ちゃん電話健康相談

妊娠中や小さなお子さんの健康、母乳育児や子育てに関する不安など、様々な悩みに助産師がお応えします。

● 対象者

妊娠中の方、乳幼児を持つ保護者やその家族。県外に避難されている方、里帰り分娩のため福島県に一時滞在している方など。

● 運営時間

月～金曜日（祝祭日を除く） 9：30～16：30

● 費用

無料

● 相談方法

フリーダイヤル0120-80-2051



問 一般社団法人 福島県助産師会

🌸 子育てサロン

ベビーマッサージやママのリフレッシュ体操、乳児期の食育体験教室、妊娠期のサロン、保護者同士の交流、子育てに関する情報交換などを行います。

● 対象者

妊娠中の方とその家族、乳児とその保護者。
里帰り分娩のため福島県に一時滞在している母子も利用できます。

● 開催地

福島市・郡山市・須賀川市・いわき市・会津若松市・県南地区・相双地区

● 参加方法

福島県助産師会ホームページをご覧ください。

● 費用

無料



問 一般社団法人 福島県助産師会

🌸 産前・産後の家庭訪問

助産師がご家庭に伺い、体重測定、乳房の手入れや育児・授乳相談を行います。

● 対象者

福島県内に住民票上の住所がある妊産婦
福島県内に里帰り分娩のために、福島県内に一時滞在している方

● 回数

3回程度

● 費用

1回500円

※沐浴を希望する場合は別料金となります。

問 一般社団法人 福島県助産師会

🌸 助産院での母乳育児支援 (来所ケア)

助産院にて体重測定、乳房の手入れや育児・授乳相談を行います。

● 対象者

福島県内に住民票上の住所がある授乳中の母子
福島県内に里帰り分娩のために、福島県内に一時滞在している人

● 回数

3回程度

● 費用

1回500円

問 一般社団法人 福島県助産師会

赤ちゃんほっとステーション

乳幼児を抱える家族が安心して外出できるよう
福島県内の授乳室やおむつ替えスペースがある施設
の情報発信をしています。



問 福島県 子育て支援課

地域交流サロン

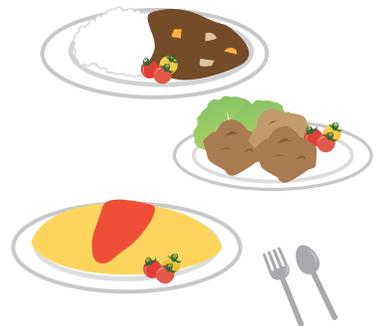
- 開催日 毎月
- 場所 トータルサポートセンターとみおか (富岡町大字本岡字王塚36)
- 対象者 どなたでも参加可能です。
- 費用 無料

問 トータルサポートセンターとみおか
TEL.0240-25-8912

とみおかこども食堂

町内で暮らす子どもたちやその家族、子育て世帯を応援する地域の人が集う食堂です。

- 対象者
 - ・乳児から幼児
 - ・小学生
 - ・中学生
 - ・高校生
 - ・その保護者
- 開催日 毎月第3金曜日 16:00~19:30 (最終受付19:00)
※町内のイベントや感染状況により変更・中止になる可能性があります。
- 場所 トータルサポートセンターとみおか
- 費用
 - ・0~2歳 無料
 - ・3~18歳 100円
 - ・一般 300円
- 利用方法 公式LINEより開催の1~2週間前にご案内があります。



問 とみおかこども食堂実行委員会 (tomikodo.net@gmail.com)

児童相談所

子どもの発達や養育等、子育て全般に関することや児童虐待に関する相談に応じます。

問 最寄りの各児童相談所



健康支援

0歳の予防接種スケジュール

ワクチンデビューは、生後2か月から

ワクチン名	接種済み	誕生	1か月	2か月	3か月	4か月
不活化 ワクチン B型肝炎	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				① → ② →	
生 ワクチン ロタウイルス	1 価 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			1 → 2 →		
	5 価 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			1 → 2 → ③ →		
不活化 ワクチン 小児用肺炎球菌	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			① → ② → ③ →		
不活化 ワクチン 五種混合 (ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ヒブ)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			① → ② → ③ →		
生 ワクチン BCG	<input type="checkbox"/>					3回目を生後6か月までに 受けるようにしましょう。
生 ワクチン MR (麻しん・風しん)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
生 ワクチン 水痘 (みずぼうそう)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					
不活化 ワクチン インフルエンザ	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

必要回数を接種するために生後2か月になったらすぐに同時接種で受けましょう。

3回目を生後6か月までに受けるようにしましょう。

接種可能月齢になり次第、2～4週間隔をあけて2回接種することが推奨されています。

【予防接種を受けるときの注意点】

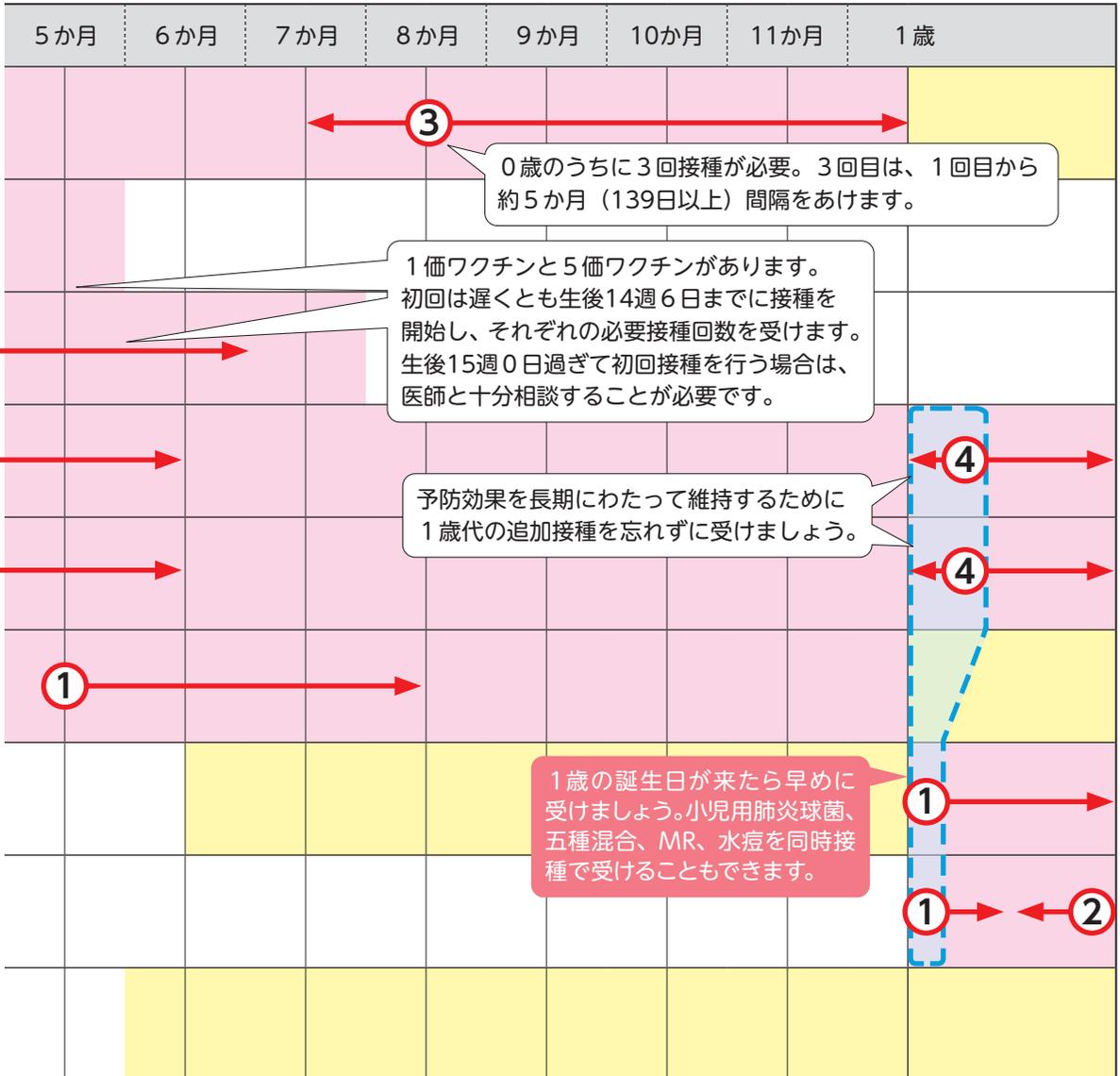
- 医療機関に電話等で予約をしてください。
- 予防接種を受ける前に、必ず説明書をよく読んで、体調の良い時に受けてください。
- 接種当日は、保険証、母子健康手帳、予診票をお持ちください。接種料金は無料です。
- 予防接種は標準的な接種年齢で受けましょう。複数回の接種が必要な予防接種においては、定められた接種間隔、回数以外の接種をした場合、任意接種（自費）となり、健康被害が生じた場合に補償が受けられなくなりますので、ご注意ください。

定期接種の対象年齢 任意接種の接種できる年齢 ◀○▶ おすすめの接種時期 (数字は接種回数)

同時接種：同時に複数のワクチンを接種することができます。

安全性は単独でワクチン接種した場合と変わりません。

予防接種を受ける前にP13の【予防接種を受けるときの注意点】を必ず読んでください。



- 里帰り等で県外での接種を希望する場合は事前の手続きが必要です。健康づくり課 健康づくり係にご相談ください。
- 赤ちゃん訪問時に1歳までに打てる予防接種の予診票を配布いたします。
- 1歳以降の予防接種につきましては、随時、町から案内いたします。
- 転入の方は、町の予診票をお渡しいたします。母子健康手帳と、転入前の自治体の予診票を持って健康づくり係の窓口いらしてください。



問 健康づくり課 健康づくり係

離乳食のすすめ方

月 齢	生後5～6か月頃		生後7～8か月頃																											
食 事 の 回 数	1日1回		1日2回																											
授乳・ミルクの回数	食後＋欲しがるだけ 		食後＋(母乳) 欲しがるだけ (ミルク) 1日3回程度																											
か た さ の 目 安	なめらかにすりつぶす (ヨーグルトくらい) 		舌でつぶせるかたさ (豆腐くらい) 																											
食 べ 方 の 目 安	<ul style="list-style-type: none"> 初めての食品は、こどもの様子を見ながら1回1さじ量で試し、食物アレルギー反応や消化の状態を見ながら少しずつ進めていく。 		<ul style="list-style-type: none"> 食事のリズムをつけていく。 様々な味や舌ざわりを楽しめるように食品の種類を増やしていく。 																											
1回あたりの目安量	炭水化物	穀類 	つぶしがゆから始める。 すりつぶした野菜等も試してみる。 慣れてきたら、つぶした豆腐・白身魚・卵黄等を試してみる。		全がゆ50～80g																									
	ビタミン・ミネラル	野菜・果物 			20～30g																									
		魚		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1週目</th> <th>2週目</th> <th>3～4週目</th> <th>5週目～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品 数</td> <td>1種類</td> <td>2種類</td> <td>3種類</td> <td>4種類</td> </tr> <tr> <td>組 合 せ</td> <td>炭水化物</td> <td>炭水化物＋ ビタミン類</td> <td colspan="2">炭水化物＋ ビタミン類＋ たんぱく質</td> </tr> <tr> <td>1回の目安量</td> <td>小さじ1～3</td> <td>小さじ5～6</td> <td colspan="2">小さじ10～15</td> </tr> <tr> <td>1日の回数</td> <td colspan="2">1回</td> <td colspan="2">2回</td> </tr> </tbody> </table>		1週目	2週目	3～4週目	5週目～	品 数	1種類	2種類	3種類	4種類	組 合 せ	炭水化物	炭水化物＋ ビタミン類	炭水化物＋ ビタミン類＋ たんぱく質		1回の目安量	小さじ1～3	小さじ5～6	小さじ10～15		1日の回数	1回		2回		10～15g
			1週目	2週目	3～4週目	5週目～																								
	品 数	1種類	2種類	3種類	4種類																									
	組 合 せ	炭水化物	炭水化物＋ ビタミン類	炭水化物＋ ビタミン類＋ たんぱく質																										
	1回の目安量	小さじ1～3	小さじ5～6	小さじ10～15																										
1日の回数	1回		2回																											
たんぱく質	または肉 または豆腐 または卵 または乳製品 			10～15g																										
				30～40g																										
				卵黄1全卵1 / 3個																										
				50～70g																										
か む 力 の 目 安	5秒以上座ることができ、大人の料理に興味を示し、よだれの量が増えてきたら始めるサイン。 口を閉じて「ごっくん」と飲み込むことができる。		前後にしか動かなかった舌が上下に動かせるようになり、舌と上あごで「モグモグ」と食べ物を押しつぶして飲み込むようになる。																											
味 付 け	<ul style="list-style-type: none"> 調味料は使わない。 野菜や昆布などのだしを使い、素材の味を生かす。 		<ul style="list-style-type: none"> ほんの風味付け程度にする。 基本的には、野菜や昆布、かつお節からとっただしを使ってうま味をプラスする。 																											
注 意 す る こ と	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの発症を心配して、離乳の開始や特定の食べ物を与える開始時期を遅らせても、食物アレルギー予防の効果はない。 離乳を進めていく中で、食物アレルギーが疑われる症状がある場合には、自己判断で対応せず、必ず医師の診断に基づいて進める。 																													
ベビーフードの活用	<p>【利点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単品で用いるほかに、手作りの離乳食と併用することで食品の数や、調理形態も豊かになる。 月齢に合わせて粘度、固さ、粒の大きさなどが調整されているので、離乳食を手作りする際の見本となる。 製品の外箱などに離乳食メニューが提案されているものもあり、離乳食を調理するときの参考になる。 																													

*これらの量はあくまで目安です。こどもの食欲や成長・発達の様子をみながら進めていきましょう。
*母子健康手帳の乳幼児発育曲線のページを参考に、身長や体重をグラフに記入して成長曲線のカーブに沿っているかどうか確認しましょう。

参考:「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省2019)



月 齢	生後9～11か月頃		生後12～18か月頃	
食 事 の 回 数	1日3回		1日3回	
授乳・ミルクの回数	食後+(母乳)欲しがらだけ (ミルク)1日2回程度 		一人一人の離乳の進行および完了の状況に応じて与える	
か た さ の 目 安	歯ぐきでつぶせるかたさ (バナナくらい) 		歯ぐきで噛めるかたさ (肉団子くらい) 	
食 べ 方 の 目 安	<ul style="list-style-type: none"> ・食事リズムを大切にを進めていく。 ・共食を通じて食の楽しい体験を積み重ねる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・食事リズムを大切に、生活リズムを整える。 ・手づかみ食べにより、自分で食べる楽しさを増やす。 	
1 回 あ た り の 目 安 量	炭水化物	穀類 	全がゆ90g～軟飯80g	軟飯90g～ご飯80g
	ビタミン・ミネラル	野菜・果物 	30～40g	40～50g
	 たんぱく質	魚	15g	15～20g
		または肉	15g	15～20g
		または豆腐	45g	50～55g
		または卵	全卵1/2個	全卵1/2～2/3個
または乳製品	80g	100g		
か む 力 の 目 安	モグモグゴックンができるようになり、歯ぐきでつぶして食べるようになる。手づかみ食べもできるようになるため、スティック状からスタートし、慣れてきたら小判型など形状を変えていく。		前歯や歯ぐきで上手にかめるようになる。ほとんどの食材が食べられるようになる。食べ慣れたメニューの一つずつ新しい食材を加えてバリエーションを増やしていく。	
味 付 け	<ul style="list-style-type: none"> ・食材の味を生かす程度にする。 ・だしを中心に、塩・砂糖・醤油・みそ・バター・ケチャップなどは少量にする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・使える調味料の種類と量が増えていくが、それぞれの食材の味を生かして、薄味で調理をしていく。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・はちみつを与えるのは1歳を過ぎてから。1歳になる前にはちみつを食べることによって、乳児ポツリヌス症にかかることがある。 ・牛乳を与える場合、1歳までは加熱調理したものにする。 ・離乳食期に生魚、生肉、生卵、刺激の強いものは与えない。 				
<p>【課題・留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多種類の食材を使用した製品は、それぞれの味や固さが体験しにくい。 ・ベビーフードだけで1食を揃えた場合、栄養素などのバランスが取りにくい場合がある。 ・製品によってはこどもの咀嚼機能に対して固すぎたり、軟らかすぎることがある。 ・開封後の保存には注意して、食べ残しや作りおきは与えない。食品表示をよく読んで適切に使用する。 				



離乳食食材一覧

○=その時期に合わせた調理をすれば食べさせられる
 △=様子を見ながら固さや味、量に注意が必要 ×=離乳食には向かない

炭水化物		初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃	ビタミン・ミネラル	初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃			
穀類	米・米粉	○	○	○	○	野菜類	ねぎ・にら	×	△	○	○		
	玄米・雑穀米	×	×	×	△		もやし	×	×	○	○		
	もち米・もち	×	×	×	×		ごぼう・れんこん	×	×	△	○		
	オートミール	○	○	○	○		しょうが・にんにく	×	×	△	△		
	食パン	○	○	○	○		たけのこ	×	×	×	△		
	ロールパン	△	△	○	○		冷凍ミックス ベジタブル	×	○	○	○		
	クロワッサン	×	×	×	×		きのこ	生しいたけ・えのき	×	×	△	○	
	蒸しパン	×	×	×	○			まいたけ・しめじ	×	×	△	○	
	うどん・そうめん	○	○	○	○			なめこ・ マッシュルーム	×	×	×	△	
	穀類	スパゲッティ・ マカロニ	×	△	○		○	エリンギ	×	×	×	×	
		中華めん	×	×	△		○	果物	いちご・りんご・ バナナ	○	○	○	○
		そば	×	×	△		△		桃・梨・すいか・ メロン	○	○	○	○
		ホットケーキミックス	×	×	×		○		オレンジ・みかん	○	○	○	○
		コーンフレーク (プレーン)	×	○	○		○		ブルーベリー・ ラズベリー	×	×	△	○
		グラノーラ	×	×	×		△		グレープフルーツ	×	×	△	△
春雨・ビーフン・フォー		×	×	△	○	パイナップル	×		×	×	△		
いも類		じゃがいも・ さつまいも	○	○	○	○	レーズン・プルーン		×	△	○	○	
		里いも	×	○	○	○	果物缶		×	×	△	○	
		長いも	×	△	○	○	海藻・ 乾物など		わかめ・焼きのり・ とろろ昆布	×	△	○	○
野菜類	ビタミン・ミネラル	初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃	味付けのり			×	×	×	△	
	ほうれん草・ 小松菜	○	○	○	○	青のり		×	○	○	○		
	トマト・トマト缶 (水煮)	○	○	○	○	いりごま		×	△	○	○		
	とうもろこし・ コーン缶	○	○	○	○	めかぶ・もずく・ ひじき		×	×	○	○		
	にんじん・かぼちゃ	○	○	○	○	切り干し大根		×	×	○	○		
	ブロッコリー・ カリフラワー	○	○	○	○	かんぴょう・ きくらげ		×	×	×	○		
	大根・かぶ	○	○	○	○	干しいたけ		×	×	×	△		
	白菜・キャベツ	○	○	○	○	梅干し		×	×	×	△		
	玉ねぎ	○	○	○	○	こんにゃく		×	×	×	×		
	きゅうり・なす・ レタス	△	○	○	○	たんぱく質	初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃			
えんどうまめ・ さやいんげん	×	○	○	○	豆腐		○	○	○	○			
ズッキーニ・オクラ	×	○	○	○	きな粉・大豆(水煮)	△	○	○	○				
アスパラガス	×	○	○	○	納豆	×	○	○	○				
水菜・チンゲン菜	△	△	○	○	高野豆腐	×	○	○	○				
ピーマン・パプリカ	×	△	○	○	油揚げ・厚揚げ・ おから	×	×	×	○				

たんぱく質		初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃	
豆 類	枝豆・ グリーンピース	○	○	○	○	
	そら豆・ひよこ豆	△	○	○	○	
	ミックスビーンズ	×	×	○	○	
卵・乳 製品	卵	○	○	○	○	
	ヨーグルト (プレーン)	○	○	○	○	
	カッテージチーズ	×	○	○	○	
	粉チーズ	×	△	○	○	
	溶けるチーズ	×	×	○	○	
	クリームチーズ	×	×	○	○	
	生クリーム	×	×	×	△	
コンデンスミルク	×	×	×	×		
魚介類・水産加工品	白身魚 (かれい・たら・たい・ひらめなど)・しらす	○	○	○	○	
	白身魚 (鮭など)	×	○	○	○	
	赤身魚 (かつお・ぶり・まぐろなど)	×	△	○	○	
	青魚 (あじ・さばなど)	×	×	○	○	
	青魚 (いわし・さんまなど)	×	×	△	○	
	かつお節	×	○	○	○	
	あさり・しじみ	×	×	×	○	
	かき(生食用)	×	×	○	○	
	ほたて	×	×	△	○	
	いか・たこ	×	×	×	×	
	えび・かに	×	×	△	○	
	いくら・ウニ	×	×	×	×	
	たらこ	×	×	×	△	
	ちくわ・はんぺん・かまぼこ	×	×	×	△	
	魚肉ソーセージ	×	×	×	×	
	鮭フレーク	×	×	×	○	
	肉 類	鶏ささ身肉・ 鶏ひき肉	×	○	○	○
		鶏もも肉・鶏胸肉	×	△	○	○
		レバー	×	△	○	○
		豚・牛ひき肉	×	×	○	○
豚もも肉・ 豚ロース肉		×	×	△	○	
牛赤身肉		×	×	△	○	
ベーコン		×	×	△	△	
ハム・ウインナー		×	×	×	○	
ローストビーフ	×	×	×	×		

たんぱく質		初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃
缶 詰	ツナ缶(水煮)	×	△	○	○
	ツナ缶(オイル)	×	△	△	○
	鮭缶(水煮)	×	△	○	○
	さば缶(水煮)	×	×	○	○
	鶏ささ身肉缶	×	△	○	○
そ の 他		初期 5~6 か月頃	中期 7~8 か月頃	後期 9~11 か月頃	完了期 12~18 か月頃
調 味 料	砂糖	△	○	○	○
	塩	×	×	○	○
	醤油・みそ	×	△	○	○
	食用油・ごま油	×	△	△	△
	バター・ マーガリン	×	△	○	○
	マヨネーズ	×	×	△	△
	ケチャップ	×	△	○	○
	ソース	×	×	△	△
	カレー粉・カレールウ	×	×	×	△
	はちみつ	×	×	×	○
飲 み 物	湯冷まし	○	○	○	○
	生水	×	△	△	○
	ミネラルウォーター	×	×	×	△
	麦茶	○	○	○	○
	牛乳	×	△	△	○
	豆乳	△	○	○	○
	乳酸菌飲料	×	×	△	△
	スポーツ飲料	×	×	×	△
	100%果汁飲料	△	△	△	△
	100%野菜ジュース	△	△	△	○

*あくまで目安です。お子さんの食欲や発達、成長に合わせた食材や調理方法を選んでください。

〈離乳食を始める時は〉

- ・はじめは1さじから
- ・病院を受診できる時間に食べる
- ・食べた後の様子を確認する
- ・食物アレルギーの心配をして特定の食物の摂取開始を遅らせない

△離乳食期に与えないで△

- ×はちみつ (1歳まで)
- ×香辛料 (1歳まで)
- ×生の肉・魚・卵
- ×カフェイン
- ×のどに詰まりやすいもの
- ×牛乳 (1歳までは加熱して)



❁ 1 か月児健康診査

赤ちゃんが初めて受ける健康診査にかかる費用を助成します。

● 手続き

妊婦一般健康診査等受診票とともにお渡しします。
※県外へ避難されている方は償還払いとなります。

● 費用

受診票に定められた公費負担額を超えた額は自己負担となります。

● 対象者

生後1か月の乳児

● 場所

原則、出産した医療機関又は小児科

問 福祉課 子育て支援係

❁ 股関節脱臼検査

赤ちゃんの股関節の病気を早期に発見するための検診です。生後4か月頃に町担当者から受診についてご連絡させていただきます。

● 費用

償還払いにて、受診費用の助成を行っております。以下の必要書類をご提出ください。

- ・乳児股関節脱臼検査助成申請書
- ・乳児股関節脱臼検査受診票
- ・領収書（原本）

問 福祉課 子育て支援係

❁ 乳幼児健康診査

お子さんの発育状況や栄養状態など、お子さんの健康状態を確認するために行っています。
※町外に避難されている方は避難先により実施状況が変わります。避難先の窓口へご確認ください。

● 対象者

【4か月児健康診査】

3か月～5か月未満

【10か月児健康診査】

9か月～11か月未満

【1歳6か月健康診査】

1歳6か月～2歳未満

【2歳児歯科健康診査】

2歳6か月～3歳未満

【3歳児健康診査】

3歳6か月～4歳未満

【5歳児健康診査】※令和8年度から

5歳～6歳未満

● 内容

【4か月・10か月健康診査】

内科診察、身体測定等を行い、個々に応じた相談・助言を行います。

【1歳6か月健康診査】

内科・歯科の診察、身体測定等を行い、発育・発達、育児、栄養、むし歯予防等、個々に応じた相談・助言を行います。

【2歳児歯科健康診査】

身体測定・歯科診察を行い、発育・発達、育児、栄養、むし歯予防等、個々に応じた相談・助言を行います。

【3歳児健康診査】

内科・歯科の診察、身体測定及び検尿・目の検査を行い、発育・発達、育児、栄養、むし歯予防等、個々に応じた相談・助言を行います。

【5歳児健康診査】

身体測定やお子さんとの面談を行い、発育・発達、育児等、個々に応じた相談・助言を行います。

● 必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・問診票
- ・アンケート一式
- ・尿容器（3歳児健診のみ）
- ・バスタオル
- ・水分等

問 福祉課 子育て支援係



❁ フッ化物塗布

むし歯を予防するため、健康診査時にフッ化物塗布を行います。

※町外に避難されている方は避難先により実施状況が変わります。避難先の窓口へご確認ください。

●対象者

1歳6か月～3歳児（健康診査時に実施）

●費用

無料

問 福祉課 子育て支援係

❁ 歯科教室

園児を対象に歯に関する講話や知識、歯磨きの仕方等を学び、口の中の健康を保持できるように教室を開催します。

※町内でのみ開催しています。

●対象者

にこにここども園の園児



問 福祉課 子育て支援係



❁ 離乳食教室

これから出産を迎える妊婦や乳幼児を養育している保護者へ離乳食作りを実践できるように教室を開催しています。

●対象者

- ・妊婦
- ・3か月～1歳6か月のお子さんを養育している保護者

●費用

無料

問 福祉課 子育て支援係

❁ 車座教室

お子さんがいる家庭や妊婦向けに放射線による健康への影響に関する講話を開催しています。放射線の話と合わせてベビーマッサージやリラクゼーション等のイベントを行っており親子で楽しめる内容となっています。

※町内でのみ開催しております。

●対象者

- ・妊産婦
- ・乳幼児を養育している保護者

※教室の内容によって対象が変わる場合があります。

問 福祉課 子育て支援係

❁ ファーストブック



絵本を読んでもらう嬉しさと読む楽しさを感じてもらうために、乳幼児健康診査の会場で絵本を1冊プレゼントしています。

●対象者

4か月健康診査を受診したお子さん

問 富岡町図書館

手当・助成金

❁ 妊婦のための支援給付金

妊婦であることが認定された場合、50,000円を給付します。

その後、妊娠しているこどもの人数に応じて1人あたり50,000円を給付します。

●対象者

富岡町に住所を有する方で

・医療機関で妊娠の診断を受け、妊娠届出書を届け出た方。

・出生した方等。

※流産・死産の場合も対象になります。

●手続き

子育て支援係へ申請書を提出。

問 福祉課 子育て支援係

❁ 児童出産記念手当

こどもの出生にあたり、手当を支給します。

●支給額

- ・第1子、第2子：50,000円
- ・第3子以降：200,000円

●支給条件

出産した母又はその配偶者（事実婚と同様の事情にある者を含む）が申請日時点で1年以上富岡町に住所を有していること。

※1年以上住所を有していない者については引き続き住所を有して1年経過した後に支給する。

●申請者

・出産した母又はその配偶者

※児童と配偶者が富岡町民でない場合も申請することができます（戸籍等、申請者と児童の親子関係が確認できる書類を提出してください。）

問 福祉課 子育て支援係

❁ 児童手当

こどもを養育する方の家庭等に手当を支給します。

●対象者

高校生年代（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）のこどもを養育している方

●支給額

- ・0～3歳未満
 - 第1・2子：月額15,000円
 - 第3子以降：月額30,000円
- ・3歳～高校生年代まで

第1・2子：月額10,000円

第3子以降：月額30,000円

●支給時期

原則、年6回（偶数月）

※出生から15日以内に申請をした場合、出生月分からの支給となります。

●手続き

子育て支援係または各支所へ「認定請求書」を提出。

問 福祉課 子育て支援係

❁ 乳幼児・こども医療費助成

0～18歳（18歳を迎えて最初の3月31日まで）の保険診療に係る医療費として支払った一部負担金相当額を助成します。加入健康保険からの給付（附加給付または高額療養費）がある場合は、その額を控除した額を助成します。

※保険適用外診療については助成対象外となります。

●対象者 0～18歳（18歳を迎えて最初の3月31日）までのこども

●手続き 子育て支援係または各支所へ提出。

●必要なもの

- ・乳幼児及びこども医療費受給資格登録申請書
- ・受診した医療機関に保険診療を証明してもらった領収書の原本を添付

【補装具や高額療養費（附加給付）を申請する場合】

- ・療養費支給決定通知書（加入健康保険が発行）
- ・医師の指示書または診断書

問 福祉課 子育て支援係

妊産婦健康診査交通費助成

町内に居住している妊産婦に、妊産婦健康診査の移動に係る交通費を助成します。

- 対象者
富岡町に住所を有し、かつ町内に居住する妊産婦
※町外へ里帰りしている場合は対象外となります。
- 助成内容
1回の受診につき往復2,000円

※上限17回まで（妊婦健診15回、産後健診2回）

- 必要なもの
・母子健康手帳
・振込先がわかる通帳等の写し
- 手続き
子育て支援係へ助成申請書とともに必要書類を提出してください。

問 福祉課 子育て支援係

妊婦にやさしい遠方出産支援事業

遠方の分娩施設で出産する必要がある妊婦に、出産時の移動にかかる交通費及び宿泊費を助成します。対象や助成内容、手続きに関してはHPを参照、または下記にお問い合わせください。

- 対象者
【妊婦】
住所地から最も近い分娩施設または周産期母子医療センターまでのおおむね60分以上の移動時間を要する方
※里帰りの場合は里帰り先から最も近い分娩施設になります。おおむね60分以上とは距離にしておおむね30kmに読み替えられます。
- 【同行者】
妊婦1人につき1人に対し、出産までの間、住所地から最も近い分娩施設の近隣の宿泊施設に宿泊に要した費用を助成します。
- 助成内容
【交通費】
・タクシーの場合：実費額×0.8
・自家用車の場合：距離数×37円×0.8

- ・鉄道賃の場合：運賃額×0.8
【宿泊費】
1泊当たり：実費額-2,000円
※上限額9,800円。出産入院前の前泊分から最大14泊分を助成。

- 必要なもの
・タクシー利用の場合は、利用日及び利用料金が確認できる領収書等
・里帰りの場合は、里帰り先の居住地を示す公的な書類
・妊娠健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供等の医学的な理由等を判断できる書類
・出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等）
- 手続き
子育て支援係へ助成申請書とともに必要書類を提出してください。



問 福祉課 子育て支援係

定住促進化対策子育て世帯奨励金

町に居住する子育て世帯に奨励金を交付します。

- 助成内容
㊦【定住奨励金】
居住から1年以内の申請により、1世帯あたり30万円（申請時10万円、3年定住後20万円）。
- ㊧【子育て奨励金】
出生または転入から1年以内の申請により、子ども1人あたり月15,000円。
※申請から3年間を限度とし、満15歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象。
- 対象（以下の全てに該当する世帯）
・平成29年4月1日以降、町内を生活の本拠地として居住しており、住民登録が富岡町の居住地にある世帯 ㊦㊧
・3年以上定住の意思がある方 ㊦㊧
・15歳までの子どもを扶養している世帯 ㊦㊧
・妊婦を含む世帯 ㊦

- ・就業している世帯 ㊦㊧
・町税等の滞納がない世帯 ㊦㊧
・生活保護を受給していない世帯 ㊦㊧
・この制度に基づく奨励金を受けたことがない世帯 ㊦
- 申請に必要なもの
・本年1月1日時点での住所地での最新年度の納税証明書（申請者及び配偶者）
・住民票（世帯全員分）
・就労証明書（定住奨励金を申請する方のみ）
・定住誓約書
・町税等の納税状況等の調査を認める同意書
・富岡町定住促進化対策子育て世帯奨励金認定申請書
- 手続き
子育て支援係へ交付申請書とともに必要書類を提出してください。

問 福祉課 子育て支援係

ひとり親家庭のために

🌸 児童扶養手当

ひとり親家庭などの方に生活の安定と自立を助けるために、手当を支給します。

●対象者

離婚、死亡などにより父親または母親がいない、父親または母親に重度の障がいがある、18歳到達後の最初の年度末までの児童を養育している方。

問 福祉課 子育て支援係

🌸 ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭などの方に受給者証を発行し、通院入院などの医療費の一部負担金、入院時の食事代を助成します。

※1世帯につき、1,000円の自己負担と所得制限があります。

問 福祉課 子育て支援係

🌸 就業支援

ひとり親家庭への就業を後押しするため、様々な支援があります。

●内容

- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 等

問 福島県 児童家庭課

🌸 ふくしま シングルママ&パパ ハンドガイド

ひとり親家庭の県内で利用できる情報が掲載されています。

問 福島県 児童家庭課



🌸 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の経済的自立と扶養するこどもの福祉増進のため、必要な資金を貸し付けます。

●対象者

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
 - ・20歳未満の父母のいない児童
 - ・配偶者のいない方が扶養している児童
 - ・母子家庭でこどもが成人した母親など
- ※福島県内に住民票がある方

●申込

事前にお住まいの地域の保健福祉事務所へお問合せください。
審査及び貸付金の入金には約1～2か月かかりますので、余裕を持って必ず事前にご相談ください。

問 福島県 児童家庭課

🌸 福島県自立支援教育訓練給付金

雇用保険の適用を受けられない母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に役立つ講座を受講した際に受講費用の一部を助成する制度です。

●対象 母子家庭の母または父子家庭の父で以下の要件を満たす方

- ・20歳未満の児童を扶養していること
- ・福島県内の市町村にお住まいの方
- ・母子・父子自立支援プログラムなどに自立に向けた計画の策定を受けていること

※自立支援プログラムの策定については、福島県母子家庭等就業・自立支援センターへお問い合わせください。

- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受給したことがないこと
- ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること

●申請先

- ・町村にお住まいの方：福島県 児童家庭課
- ・市にお住まいの方：各市のひとり親家庭支援担当課

問 福島県 児童家庭課／各市のひとり親家庭支援担当課



発達が気になるお子さんの支援

乳幼児発達観察相談会

心身の発達に遅れがある、または遅れが心配されるこどもを持つ保護者が、専門職から相談・助言を受けられる相談会を開催しています。

※本庁及び各支所でも開催しています。開催時期についてはお問合せください。

●手続き

本庁または各支所窓口へご相談ください。

問 福祉課 子育て支援係

ふたば教室

お子さんとの関わり方について悩んでいる、またはお子さんの発達面に関して心配がある保護者とそのお子さんを対象とした教室です。相談内容に応じ、レクリエーションを通して心理士や保健師等より助言を受けることができます。

●対象

町内に居住しているお子さんとその保護者

問 福祉課 子育て支援係

身体障害者手帳

身体に障がいのあるこどもが、各種の援助や福祉制度・サービスを受けるために必要な手帳です。

●必要なもの

・交付申請書 ・診断書・意見書
・証明写真

●手続き

必要書類を福祉係へ提出してください。

問 福祉課 福祉係

療育手帳

知的障がいのあるこどもが、各種の援助や福祉制度・サービスを受けるために必要な手帳です。

●必要なもの

・交付申請書 ・診療情報提供書
・証明写真

●手続き

必要書類を福祉係へ提出してください。

問 福祉課 福祉係

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神障がい（てんかん、発達障がいなども含む）のあるこどもが、各種の援助や福祉制度・サービスを受けるために必要な手帳です。

●必要なもの

・交付申請書 ・診断書 ・証明写真

●手続き

必要書類を健康づくり係へ提出してください。

問 健康づくり課 健康づくり係

障がい児福祉サービス

発達が気になるこども、障がいのあるこどもに療育指導や集団生活への適応、生活能力向上のための訓練を行います。

●内容

【児童発達支援】

主に未就学児のこどもに日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行います。

【放課後等デイサービス】

就学しているこどもに、放課後や長期休暇期間に、生活能力向上のための訓練や、地域との交流、創作活動などを行います。

※町内では現在、小学1・2年生のみ対象

【短期入所・日中一時支援】

介護を行う家族の負担を軽減します。

【同行援護・行動援護・移動支援】

外出を支援します。

●手続き

- ①相談：町または相談支援事業所等に相談。
- ②利用申請：サービスを利用するための申請をします。
- ③調査：生活や障がいの状況について調査します。
- ④サービス計画の作成：サービスの利用意向の聴取・サービス利用計画書の作成をします。
- ⑤受給者証の交付：サービスの支給を決定し受給者証を交付します。
- ⑥利用開始：サービス事業者と契約を締結し利用開始します。
- ⑦サービス利用の確認：サービスが計画通り進んでいるか確認します。

問 福祉課 福祉係

障がい児訪問看護サービス

発達障がい・知的障がいを持つお子さんとその家族を対象とした訪問看護の利用を希望されている方はお気軽にご相談ください。

●利用方法

小児科または精神科を受診し、医師の診断に基づいた指示書の発行が必要です。

●費用

自己負担なし（自立支援医療、小児医療制度の対象になります）

問 福祉課 福祉係

特別児童扶養手当

身体や精神に中度または重度の障がいがある20歳未満のお子さんを養育している父母または養育者に手当を支給します。

※所得制限・障がい程度に基準があります。

●手当額

- ・1級該当児童1人につき 53,700円/月
- ・2級該当児童1人につき 35,760円/月

●支給月

手当は、認定請求をした月の翌月から対象となります。
4月・8月・11月に4か月分を指定された口座に振込みます。



問 福祉課 福祉係

障がい児福祉手当

20歳未満で身体や精神に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時介護を必要とする在宅生活の方に支給します。

●手当額

15,220円/月

●支給月

2月・5月・8月・11月に支給

問 福祉課 福祉係

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいがある18歳未満のお子さんで、手術などの外科的な治療により確実な回復が期待できる際に、必要な医療費の軽減をします。医療費の1割が自己負担となり、所得に応じて自己負担限度額が設定されます。治療開始前に申請が必要です。

問 福祉課 福祉係

心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している65歳未満の健康な方が加入し、加入者が死亡した後に、障がいのある方に月額20,000円の年金が支払われます。

※障がいの程度に基準があり、掛け金は加入年齢によって決定され、町がその掛け金の一部または全部を助成いたします。

問 福祉課 福祉係

補装具・日常生活用具 給付事業

身体障がい者手帳（肢体不自由・視覚・聴覚など）の交付を受けているこどもが、日常生活を送るために必要な用具を給付します。

※購入前にあらかじめご相談ください。

●給付用具

- ・車いす ・補聴器 ・拡大読書器
- ・ポータブルレコーダーなど

問 福祉課 福祉係

難聴児補聴器購入費助成事業

身体障がい者手帳の交付対象にならない軽度・中等度（原則、両耳とも30デシベル以上70デシベル未満）の難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。



問 福祉課 福祉係

富岡町立にこにこ子ども園

富岡町立にこにこ子ども園について

富岡町内唯一の認定子ども園です。幼児教育と長時間こどもを預かる保育の良さを一体的に併せ持っている施設です。

●対象者

- ・1号認定（3～5歳児の幼稚園児）※親の就労は問いません。
- ・2号認定（3～5歳児の保育園児）※親の就労等を要件としています。
- ・3号認定（0～2歳児の保育園児）※親の就労等を要件としています。

●保育時間

- ・1号認定 8:30～13:30
- ・2、3号標準時間認定 7:30～18:00
- ・2、3号短時間認定 8:00～16:00

※「保育を必要とする要件」に合わせた利用時間になります。

●開園日

- ・1号認定：月～金曜日 休日：土日祝日、春季・夏季・冬季休園日、振り替え休日
- ・2、3号認定：月～土曜日 休日：日祝日、年末年始
(土曜保育は、利用日の2週間前に申込をお願いします)

●入園手続き

入園申込をにこにこ子ども園に提出してください。



問 富岡町立にこにこ子ども園

入園について

12月頃に次年度入園を希望する園児を募集します。また、年度途中でも入園可能です。入園を希望される保護者の方はお申込みください。

●申込先

にこにこ子ども園（富岡町大字小浜字大膳町152番地） ※土日祝日を除く、8:00～16:30

問 富岡町立にこにこ子ども園

子育て支援センター

乳幼児と育児中の保護者の交流や子育ての不安や悩みを相談することができます。

●対象者

就学前のお子さんとその保護者
※家族の方が連れ添い、遊んでいる間は必ず付き添ってください。

●開放日時

月～金曜日
9:30～11:00・13:30～15:00
※祝日・年末年始を除く。その他、園の行事等により休みになる場合もあります。

●場所

富岡町立にこにこ子ども園 子育て支援センター

問 富岡町立にこにこ子ども園

一時保育

1歳6か月～就学前のお子さんを短時間または一時的にお預かりします。

●対象者

1歳6か月～就学前のお子さん

●利用時間

8:30～17:00 ※月12回上限

●費用

無料

●利用方法

予約制
※利用3日前までに申込をお願いします。



問 富岡町立にこにこ子ども園

富岡町立富岡小中学校

富岡町立 富岡小中学校

●場所
富岡町大字
小浜字中央
237-2



問 教育総務課 総務管理係



放課後児童クラブ

共働きやひとり親世帯など、日中自宅に保護者がいない子どもが過ごす場所を提供します。

●対象者

富岡町立富岡小学校の1～6年生

●開所日及び開所時間

- ・月～金曜日の授業日（授業終了後～18：30まで）
- ・土曜日及び学校振替休業日／春・夏・冬休みなどの長期休業日（7：30～18：30まで※お弁当持参）
- ・閉所日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12／28～1／3

※災害・感染症等による学校の臨時休校日は閉所いたします。

●費用

- ・月額利用料：無料
- ・おやつ代：2,000円／月額 ※変更になる場合があります
- ・傷害等保険
- ・事業利用等で発生する実費分

●必要なもの

- ・放課後子どもプラン利用申込書兼児童台帳
- ・就労証明書等
- ・食物アレルギー調査票 等

●手続き

教育委員会 教育総務係へ提出してください。

問 教育総務課 総務管理係

図書館・遊び場

富岡町図書館

図書をはじめとした資料を収集し、整理、保存して広く提供します。

※資料を借りるためには「図書館利用カード」が必要です。

●開館日／開催時間

火～日曜日／10：00～18：00

【休館日】

- ・毎週月曜日
- ・祝日（こどもの日・文化の日は開館）
- ・祝日と月曜日が重なった場合その翌日
- ・特別整理期間

- ・毎月月末（図書整理期間）
- ・年末年始（12／29～1／3）

●図書利用カードを作れる方

- ・富岡町に住民登録を有する方
- ・富岡町に在住・通勤・通学されている方
- ・双葉郡に住所を有する方
- ・双葉郡内に在住・通勤・通学されている方

●場所

富岡町大字本岡字王塚622-1
富岡町文化交流センター 学びの森内

問 富岡町図書館

移動図書館

司書と図書館の本をのせて地域を回ります。
※巡回コースと日時についてはHPをご覧ください。

●利用できる方

- ・富岡町または双葉郡内に住民登録を有する方
- ・双葉郡内に通勤、通学している方

問 富岡町図書館



おはなし会

季節に合わせた絵本の読み聞かせのほか、わらべうた、手遊びなどを行っています。予約は不要です。お出掛けの際などに気軽にご参加ください。

●開催 第2日曜日

問 富岡町図書館

富岡町役場 キッズスペース

富岡町役場1階ラウンジスペースにキッズスペースを設置しています。



問 福祉課 子育て支援係

地域交流館「富岡わんぱくパーク」

天候に左右されずに安心して子どもを遊ばせることができる屋内遊び場です。

●費用

無料

●場所

富岡町中央3丁目11番地



問 富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」
TEL.0240-25-8590

学びの森 キッズコーナー

学びの森2階にキッズコーナーを設置しています。



問 文化交流センター学びの森

とみおかアーカイブ・ミュージアム

富岡町で受け継がれてきた地域資料や、東日本大震災と原発災害で生じた震災遺産を収蔵・展示し、地域の変化を紹介しています。

●開館日/開催時間

火～日曜日/9:00～17:00 (最終入館16:30)

【休館日】

- ・毎週月曜日
- ・月曜日が祝日の場合は火曜日休館
- ・年末年始(12/29～1/3)

●場所

富岡町大字本岡字王塚760-1



問 とみおかアーカイブ・ミュージアム TEL.0240-25-8644

夜の森公園



春には桜の名所である夜ノ森の並木沿いにある公園です。屋外遊具があり、子どもが遊べる広さも確保されています。

●場所

富岡町夜の森北2丁目14-1

問 都市整備課 都市計画係

お子さんの具合が悪いとき

オンライン医療相談

いつでもどこでも身体の不調や心の悩みなど幅広い分野において医師に相談することができます。

- 対象
 - ・妊娠中の方がいる世帯
 - ・18歳までのお子さんがある世帯
- 利用方法
スマートフォン等で医療相談アプリをダウンロードし登録することで利用できます。
※登録には町から発送された案内に記載の登録番号が必要となります。
- 費用
無料
※データ通信料は利用者負担となります。
※医師を指名する場合は費用が発生します。

問 健康づくり課 健康づくり係

オンライン診療

スマホ等の情報通信機器を通して、家で診察や病気の診断、薬剤の処方を実タイムで受けることができます。

- 対象
町内に在住する0～18歳までのお子さんとその家族
- 利用方法
スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし登録することで利用できます。
- 費用
保険診療に関わる利用者負担については自己負担が発生します(一部負担金等免除証明書及び、乳幼児・子ども医療費助成制度の利用可能)
- 決済方法
クレジットカードによるオンライン決済のみ
- オンライン診療実施医療機関／診療科
こどものクリニックちょこ／小児科、内科

問 健康づくり課 健康づくり係

救急のとき

呼びかけても意識がない、けいれんが止まらない、出血がひどいなど、緊急を要する場合は119番へ連絡しましょう。

119番へ連絡して、落ち着いて「住所・氏名・電話番号・今いる場所・こどもの状態など」を伝えましょう。

- 連絡先
救急119

救急車を呼ぶか判断に迷ったとき

「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」悩んだりためらったりしたときは、救急安心センター（#7119）に電話してください。医師や看護師などが救急相談に応じます。

- 連絡先
救急安心センター#7119

夜間・休日に急病になったとき

夜間・休日に具合が悪くなったら、救急電話相談を利用しましょう。

- 連絡先
福島県夜間救急電話相談#7799 または TEL.024-524-3020
- 相談時間
毎日/24時間



緊急時の医療機関案内

こども（生後1か月～6歳）の救急時の情報があります。いろいろな症状について、夜間や休日などの診療時間外に病院に受診するか、判断の目安を提供しています。

- こどもの救急
#8000 または TEL.024-521-3790 <https://kodomo-qq.jp/>
- 医療情報ネット（ナビイ）福島県
<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=07>

医療情報ネット
二次元コードからも
ご覧いただけます



🌸 受診の際は

医師に次のことを話せるように準備しておきましょう。

● 伝達内容

- ①どんな症状か、普段との違い
- ②いつから始まったか、その変化
- ③食欲や機嫌、便や尿の様子
- ④どういう処置をしたか

● 持ち物

- ・資格確認書またはマイナンバーカード
- ・乳幼児医療費受給資格証または子ども医療費受給資格証
- ・母子健康手帳
- ・受診する病院の診察券（再診の場合）
- ・お薬手帳

● 注意

病院や医師にあらかじめ電話をしてから受診してください。



🌸 事故・ケガを防ぎましょう

乳幼児期から小学生のお子さんの事故・ケガのうち、その大部分は「自宅」で発生しています。保護者が注意するとともに、危険のない環境をつくりましょう。

● 事故・ケガの防止策

①キッチン・ダイニング
<ul style="list-style-type: none">・テーブルクロスを引っ張らないよう、外すか固定する。・やかどの恐れがあるもの（炊飯器・ポット等）や危険なもの（包丁・洗剤等）はお子さんの手の届かないところに置く。
②洗面所・浴室
<ul style="list-style-type: none">・風呂や洗濯機に水をためておかない。・洗濯槽のふたを閉めておく。・医薬品、化粧品などはお子さんの手の届かないところに置く。
③リビング・寝室
<ul style="list-style-type: none">・ベビーベッドの柵は上げておく。また顔の周りにはタオルなどを置かない。・ソファーには寝かせない。・たばこや灰皿、ライターを出して置かない。・暖房器具や加湿器などに直接触れないようにする。・ボタン電池や硬貨、磁石、あめ玉等、口や鼻に入るサイズのものには置かない。
④ベランダ・階段
<ul style="list-style-type: none">・ベランダや窓際には、踏み台になるようなものを置かない。・階段には柵をする。
⑤屋 外
<ul style="list-style-type: none">・車に乗せるときは、チャイルドシートを使用する。・自転車に乗せるときは、シートベルトとヘルメットを着用する。・自転車にお子さんを乗せたまま離れない。
⑥その他
<ul style="list-style-type: none">・お子さんを一人で家や車に残さない。・ひもやフードのない服を選ぶ。・プールで遊ぶときは目を離さない。・スマホ・パソコンを注視せず、お子さんへの目配りをする。



医療機関一覧

町名	医療機関名	提供医療	診療時間	住所・電話番号
富岡町	福島県ふたば医療センター附属病院	24時間365日救急医療を提供しています。また、地域の医療機関から依頼を受け、訪問診療や訪問看護を行っています。その他、健康教室や出前講座を開催し、住民の健康増進を支援しています。 ・救急医療 ・在宅診療 ・訪問看護 ・医療支援	9:30~16:30 ※救急については常時対応いたします。	富岡町大字本岡字王塚817-1 TEL.0240-23-5090 
	医療法人社団 邦論会 とみおか診療所	内科、外科の診療を提供しています。 ※精神科休診中	9:00~17:00 (月~金曜日) ※12:30~13:30は休診時間となります。祝日等は休診。	富岡町中央3丁目70番地 TEL.0240-22-6522 
	さいとう眼科	眼科の診療を提供しています。	9:00~17:00 (月~水曜日) ※12:00~14:00は休診時間となります。土日祝日等の休診日の他、月の最終週はすべて休診となります。	富岡町本町2丁目53-2 TEL.0240-21-0123 
	穴田歯科医院	歯科の診療を提供しています。	・9:00~17:00 (月~木曜日) ・9:00~12:00 (金曜日) ※12:00~14:00は休診時間となります。土日、祝日は休診。	富岡町夜の森南3丁目54 TEL.0240-22-3522 
	さくら歯科医院	歯科の診療を提供しています。	9:30~17:00 (火~金曜日) ※13:00~14:00は休診時間となります。	富岡町本岡関ノ前197-7 TEL.0240-23-6479 
	川村医院	内科、リウマチ科、外科、整形外科の診療を提供しています。	・9:00~17:00 (金曜日) ・9:00~15:00 (土曜日) ※12:00~13:30は休診時間となります。	富岡町小浜中央737番地 TEL.0240-22-3311 

町名	医療機関名	提供医療	診療時間	住所・電話番号
富岡町	富岡中央医院	内科、循環器内科の診療を提供しています。	予約制 ・内科 13:00～16:00 (月曜日) 8:30～16:00 (水曜日) ・循環器内科 8:30～16:00 (火曜日) ※11:00～13:00は休診時間となります。	富岡町中央1-119 TEL.0240-22-6560 
	はま福TOMIOKA	医師の指示による訪問看護・随時オペレーション対応・随時訪問のサービスを提供しています。	・事業所 10:00～16:00 (月～金曜日) ・サービス提供 24時間365日	富岡町字夜の森南2-1-1 TEL.050-8888-5536 
檜葉町	ときクリニック	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、小児科の診療を提供しています。	9:00～16:00 (火～金曜日) ※12:00～13:30は休診時間となります。	檜葉町大字下小埜字 佐野3-9 TEL.0240-25-1222
	蒲生歯科医院	歯科の診療を提供しています。	9:30～16:00 (月～金曜日) ※11:30～14:00は休診時間となります。	檜葉町大字北田字 中満289-3 TEL.0240-25-2061
	ふたば復興診療所 (ふたばリカール)	内科、整形外科の診療を提供しています。	8:30～15:00 (月～金曜日) ※整形外科:月曜日のみ。 11:30～13:00まで休診時間となります。	檜葉町北田中満289-1 TEL.0240-23-6500
	JFAメディカル センター 整形外科 クリニック	整形外科の診療を提供しています。	・10:00～13:30、 15:00～18:00 (月、木、金曜日) ・10:00～13:30、 15:00～17:00 (土、日曜日、祝日) ※祝日の診察は事前にお問い合わせください。	檜葉町大字山田岡字 美シ森8 TEL.0240-25-1557
広野町	高野病院	内科、神経内科、消化器内科、老年内科、精神科の診療を提供しています。	9:00～11:00 (月～金曜日)	広野町大字下北迫字 東町214 TEL.0240-27-2901
	馬場医院	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科の診療を提供しています。	・8:00～12:00、 14:00～18:00 (月～金曜日) ・8:00～12:00 (土曜日) ※12:00～14:00までは休診時間となります。	広野町大字下浅見川字 広長100-6 TEL.0240-27-2231

相談窓口

🌸 にんしんSOSふくしま

「お金がない」「妊娠したかも」「育てる自信がない」「誰にも言えない」「まだ学生なのに」そんな時はご相談ください。

● 支援内容

- ・家具、家電、生活用品、インターネット環境の整った住居の無償提供
- ・病院や公的機関への同行
- ・育児、家事、資格取得、就職の支援 等

● 受付時間

9:00~16:30 (土・日・祝日・年末年始除く)

● 連絡先

TEL.090-1895-9954 mail ninshin-sos02@hoshpital.jp

🌸 ヤングケアラー

大人の家族の代わりに日常的に家事やきょうだいの世話、病気の家族の看病をしていませんか。家族のケアを行うことで十分に勉強をする機会や友達と関わる機会が持てないことで悩んでいる方を支援しています。

● 地域の身近な相談先

- ・学校の先生やカウンセラー
- ・福祉課
- 子育て支援係

● SNS相談

- ・LINE相談窓口「ふくしま親子ヤングケアラーのための相談」(LINEID: @603opxnc)
- ・ふくしま子どもSNS相談 (学校から配布される二次元コードから登録)

● 電話相談

- ・ふくしま24時間子どもSOS (TEL.0120-916-024)
- ・児童相談所 (TEL.0120-189-783 お近くの児童相談所に繋がります)
- ・チャイルドライン (TEL.0120-99-7777)

🌸 虐待189

「189 (イチハヤク)」は、虐待かと思った時等にすぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の窓口です。

● 料金

無料



🌸 DV相談ナビ#8008

相手といると怖いと感じたり、緊張したりしていませんか？

暴力には、なぐる、ける、物をなげつける、大声でどなる、無視し続ける、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、生活費を渡さない、外で働くことを制限する、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど様々なものがあります。暴力は次第にエスカレートして被害が深刻になることがあります。

相手との関係が「つらい」「なにかおかしい」と感じていたら、一度ご相談ください。

● 連絡先

#8008

内閣府DV相談サイト▶



問 内閣府男女共同参画局 DV相談ナビ#8008

富岡町子育てハンドブック

発行 富岡町

編集 富岡町役場 福祉課 子育て支援係
〒979-1192

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1
TEL.0240-22-2111

発行日 令和7年12月

